

中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、中国自動車道及び山陽自動車道における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、中国自動車道（付属施設を含む。）の下関インターチェンジから鹿野インターチェンジまでの間並びに山陽自動車道（付属施設を含む。）の山口ジャンクションから岩国インターチェンジまでの間及び下関ジャンクションから宇部ジャンクションまでの間（以下「協定区域」という。）において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市町等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

- (1) 火 災
- (2) 救急事故
- (3) 救助事故
- (4) その他の災害

2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。

- (1) 車両通行路（本線）及びその築堤部
- (2) インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ

（出動区分）

第2条 協定市町等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。

- 2 前項の規定により第1出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する協定市町等の長から応援要請があったものとみなして出動するものとする。
- 3 第1項の規定により第2出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市町等の長の要請により出動するものとする。
- 4 第2項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

（指揮）

第3条 協定市町等が前条第3項の規定により第2出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所を管轄する消防機関の長があたるものとする。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を行った協定市町等（以下「応援市町等」という。）の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合等により食料、燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市町等（以下「受援市町等」という。）の負担とする。

(2) 応援市町等の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）が、応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市町等がその災害を補償する。

(3) 応援市町等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市町等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害を賠償する。

（災害の調査報告書等）

第5条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。

2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。

3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義務協定市町等において行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市町等間で協議の上決定するものとする。

（協定書の保管）

第7条 この協定の証として、13通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発する。

2 中国自動車道及び山陽自動車における消防相互応援協定書（平成23年4月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下 関 市 長
下 関 市

中 尾 友 昭

美 祢 市 長
美 祢 市

村 田 弘 司

山 陽 小 野 田 市 長
山 陽 小 野 田 市

白 井 博 文

宇部市長
宇部市

久保田 后子

宇部・山陽小野田消防組合
管理者

久保田 后子

山口市長
山口市

渡辺 純忠

防府市長
防府市

松浦 正人

周南市長
周南市

木村 健一郎

下松市長
下松市

井川 成正

光市市長
光市

市川 熙

光地区消防組合
管理者

市川 熙

岩 国 市 長
岩 国 市

福 田 良 彦

岩 国 地 区 消 防 組 合
管 理 者

福 田 良 彦

出 動 区 分

	出 動 区 域	出 動 市 町 等	
		第 一 出 動	第 二 出 動
中国自動車道	下関 I C から 美祢西 I C までの上り線 小月 I C から 下関 I C までの下り線	下関市	下 関 市 美 祢 市 山 陽 小 野 田 市 宇 部 市 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 山 口 市 防 府 市 周 南 市 下 松 市 光 市 光 地 区 消 防 組 合 岩 国 市 岩 国 地 区 消 防 組 合
	美祢西 I C から 小郡 I C までの上り線 美祢東 J C T から 小月 I C までの下り線	美祢市	
	小郡 I C から 鹿野 I C までの上り線 徳地 I C から 美祢東 J C T までの下り線	山口市	
	鹿野 I C から 徳地 I C までの下り線	周南市	
	山口 J C T から 防府東 I C までの上り線 山口南 I C から 山口 J C T までの下り線	山口市	
山陽自動車道	防府東 I C から 徳山西 I C までの上り線 防府西 I C から 山口南 I C までの下り線	防府市	
	徳山西 I C から 熊毛 I C までの上り線 徳山東 I C から 防府西 I C までの下り線	周南市	
	熊毛 I C から 玖珂 I C までの上り線 熊毛 I C から 徳山東 I C までの下り線	光地区消防組合	
	玖珂 I C から 岩国 I C までの上り線 岩国 I C から 熊毛 I C までの下り線	岩国地区消防組合	
	下関 J C T のうち中国自動車道 上り線から 埴生 I C までの上り線	下関市	
	埴生 I C から 宇部 J C T までの上り線 宇部 J C T のうち県道山口宇部線 上り線から 下関 J C T までの下り線	宇部・山陽小野田 消防組合	
	宇部 J C T のうち県道山口宇部線 下り線から 山陽自動車道下り線口まで	山口市	
	下関 J C T のうち中国自動車道 下り線から 山陽自動車道上り線口まで	美祢市	

備考：美祢東 J C T と美祢東料金所間の路線（小郡萩道路）については、中国道下り線から美祢東料金所までの区域を山口市消防本部が管轄し、その他の区域については、美祢市消防本部が管轄する。